

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」という。）の適用を受けるために、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「投資信託取引関連規定」等の諸規定その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

2. (非課税口座開設届出書等の提出)

- (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の当行所定の書類、「非課税適用確認書交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。また、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号。以下同じ。なお、お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所とします。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」という。）または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」という。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行は別途税務署より「非課税適用確認書」を受領したときは、お客さまから当行に提出があったものとして取り扱い、当行にて保管します。当行は、非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設します。
- (2) 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

- (3) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- (4) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- (5) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」という。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- (6) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- (7) お客さまは、番号法その他の関係法令等の定めに従って、個人番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。
- (8) 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に上記(7)に従い個人番号の届出を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまについては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。

3. (非課税管理勘定の設定)

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいう。以下同じ。）は、上記2.(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

3-2. (累積投資勘定の設定)

(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいう。以下同じ。)は、上記2.

(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

4. (非課税管理勘定または累積投資勘定における処理)

(1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

(2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

5. (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次の各号に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該本・支店に保管の委託がされるものに限り、「<少額投資非課税制度>継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「<少額投資非課税制度>帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得した上場株式等で下記①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。以下同じ。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
 - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

5-2. (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次の各号に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、「<少額投資非課税制度>継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「<少額投資非課税制度>帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で下記①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 上記3-2.(2)に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。)の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

6. (譲渡の方法)

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当行への売付の委託による方法、解約の申込若しくは償還による金銭等の交付が当行を經由して行われる方法、または諸法令の定めに従った当行所定の方法のいずれかの方法により行います。ただし、当行において当該譲渡の手続を受付けられない場合があります。
- (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当行への売付の委託による方法、解約の申込若しくは償還による金銭等の交付が当行を經由して行われる方法、または諸法令の定めに従った当行所定の方法のいずれかの方法により行います。ただし、当行において当該譲渡の手続を受付けられない場合があります。

7. (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- (1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含み、上記5.(1)①および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(上記5.(1)①および②に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効

力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

- (2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

8. (非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) この規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します(上記2.(6)により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- (2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところのいずれかにより取り扱うものとします。なお、「<少額投資非課税制度>継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「<少額投資非課税制度>帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
- ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に対して上記5.(1)②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客さまが当行に特定口座を開設しており、上記①に規定する移管を行わない場合(下記③または⑤に該当する場合を除きます。) 特定口座への移管
 - ③ お客さまが当行に特定口座を開設しており、上記①に規定する移管を行わず、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する必要事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管
 - ④ お客さまが当行に特定口座を開設しておらず、上記①に規定する移管を行わない場合 一般口座への移管
 - ⑤ 上記①から④に掲げる場合以外の場合 法令等の定めるところに従い当行所定の方法による取扱い

8-2. (累積投資勘定終了時の取扱い)

- (1) この規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します(上記2.(6)により廃止した累積投資勘定を除き

ます。)

(2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところのいずれかにより取り扱うものとします。なお、「<少額投資非課税制度>継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「<少額投資非課税制度>帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客さまが当行に特定口座を開設している場合（下記②または④に該当する場合を除きます。） 特定口座への移管
- ② お客さまが当行に特定口座を開設しており、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに租税特別措置法施行令第25条の13第18項により読み替えて準用する同条第8項第2号に規定する必要事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管
- ③ お客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ④ 上記①から③に掲げる場合以外の場合 法令等の定めるところに従い当行所定の方法による取扱い

9. (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

(1) 当行は、お客さまから提出を受けた上記2.(1)の「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいう。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいう。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」という。)に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「<少額投資非課税制度>継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「<少額投資非課税制度>帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載された 当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- (2) 上記(1)の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(上記(1)ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

10. (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

(1) お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

(2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、

その年の当行所定の日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

- (3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

1 1. (非課税口座取引である旨の明示)

- (1) お客さまが非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行への買付けの委託または当行が行う有価証券の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、非課税口座以外の口座（特定口座を含みます。）による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り。）。
- (2) お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

1 2. (非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)

- (1) お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当行は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円に達するまでは非課税口座に、120万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れるものとします。また、当該注文等の際に既に当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円を超えている場合は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価について、その全てを非課税口座以外の口座で取得したものとします。これらの場合、お客さまが特定口座を開設されているときは、原則特定口座での受け入れとさせていただきます。ただし、一部の取引または取扱商品においては当行所定の方法で取り扱います。
- (2) 上記(1)の規定は、上記5.(1)①に掲げる上場株式等においても同様とします。

1 2-2. (累積投資勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合の取扱い)

お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定において、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した上記5-2.に定める上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合には、当行は、当該契約により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該累積投資勘定に係る取得対価の額の合計額が40万円に達するまでは非課税口座に、40万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れるものとします。また、当該契約に基づく取得の際に既に当該累積投資勘定に係る取得対価の額の合計額が40万円を超えている場合は、当該契約に基づき取得する上場株式等の取得対価について、その全てを非課税口座以外の口座で取得したものとします。これらの場合、お客さまが特定口座を開設されているときは、原則特定口座での受け入れとさせていただきます。ただし、一部の取引または取扱商品においては当行所定の方法で取り扱います。

1 3. (免責事項)

当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はいっさいの責めを負わないものとします。

1 4. (非課税口座にかかる事項等)

- (1) 非課税口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの規定に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。
- (2) 非課税口座開設届出書により非課税口座を開設しているお客さまについて、その氏名、住所、個人番号等の当該非課税口座開設届出書による届出事項に変更があったときは、直ちにその旨および関係法令で定める事項を記載した非課税口座異動届出書その他の当行所定の書類を取引店に届出てください。なお、その変更が氏名、住所または個人番号等に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他関係法令に定める確認書類等をご提示いただき、または「個人番号カード」のご提示等当行の所定の手続きを取っていただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

1 5. (契約の解約)

次の各号のいずれかに該当するときは、この契約は解約されます。なお、次の各号の定めにかかわらず、諸法令の定めにより解約日となる日がある場合、または当行が別途解約日として定める日がある場合には、当該日が解約日となります。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき（解約日 当該提出日）
- ② 租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「＜少額投資非課税制度＞帰国届出書」の提出をしなかった場合
（解約日 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日））
- ③ 租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があったとき（解約日 出国日）
- ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」を提出した場合を除く）租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（解約日 出国日）
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合（解約日 当該非課税口座開設者が死亡した日）
- ⑥ お客さまがこの規定に違反したとき
- ⑦ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき

1 6. (準拠法・合意管轄)

- (1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものと

します。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日